

香川県共同募金会広域助成基準

香川県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金の広域助成は、本会助成規程に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。

【地域福祉支援事業】

1 目的

市町社会福祉協議会が行う福祉サービス、ボランティア活動等の地域福祉活動を支援するための事業で地域助成財源では対応が困難な場合に助成を行う。

2 助成対象団体

市町社会福祉協議会

3 助成対象団体の欠格要件

- (1) 本会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- (2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- (3) 経理状況が極めて不良と認められるもの
- (4) 過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの

4 助成対象事業及び経費

- (1) 市町の区域を越えて実施する中規模事業又は広域的な地域福祉事業
活動費及び機器整備費
- (2) 地域福祉の機動力を確保するための事業
車両整備費（車両本体と基礎的付属品を対象とする。）

5 助成対象としない経費

- (1) 研修会等飲食経費
- (2) 団体の運営費（人件費を含む）
- (3) 車両の登録諸費用、税金及び保険等
- (4) その他不相当と認める経費

6 助成率

対象事業費の4分の3以内

7 助成限度額

- (1) 活動費及び機器整備費 50万円
- (2) 車両整備費 100万円

8 助成の制限

原則として連年助成は行わない。ただし、特別な理由により配分委員会の議を経て本会会長が認めたときはこの限りでない

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年度助成事業から適用する。